

「若者が伝える災害の教訓」募集要項



ひょうご安全の日推進県民会議（以下、「県民会議」という。）では、阪神・淡路大震災から 25 年が経過し震災の風化が懸念される中、震災を経験していない若者が震災をはじめとする県内災害の経験・教訓を学び発信することを通じて、それらの更なる継承・活用を図ることとしました。

ついては、この事業に参画いただける若者グループを募集しますので、奮ってご応募ください。

記

事業概要

(1) 震災等をテーマとした情報作品の制作

- 参画グループには、震災をはじめとする県内で発生した災害を題材とした情報作品（新聞記事[一面以上]、ラジオ番組[5分以上]または動画作品[5分以上]等）を企画・制作いただき、県民会議に提出いただきます。

【情報作品イメージ】

被災経験が住民の防災意識に与える影響を、実地取材によりまとめた新聞記事
被災地である地元を舞台にした高校生の成長を描くラジオドラマ
災害を契機に顕在化した地域課題解決に取り組む団体を追うドキュメント

(2) 県民会議ホームページ等での発信

- 県民会議では、提出いただいた情報作品（以下、「提出作品」という。）を、県民会議のホームページや SNS、兵庫県の広報媒体等により広く発信します（7月以降公開予定）。

募集グループ

次のすべての条件を満たすグループ（最大 24 グループ）

- ① 26 歳以下の者を含む県内のグループ
- ② 自主的・自立的に情報作品を制作可能なグループ

※ これまで、防災・減災をテーマとして取り上げたことのないグループを歓迎します。

参画グループへの特典

(1) 取材経費の支給

- 提出作品の制作に係る取材経費（取材旅費、インタビューへの謝礼等の経費）として、1 グループ当たり 3 万円（定額、渡し切り）を支給します。

(2) 特別レクチャーの開催

- 当事業に参画いただいた若者グループ限定で、実際にメディア業界（新聞、ラジオ、テレビ等）で活躍されているプロの方々等を講師とした特別レクチャー（年 4 回）を開催予定。

その他

(1) 提出作品の著作権の取扱い

- ・ 提出作品の著作権は、制作者（提出された若者グループ）に帰属するものとします。
- ・ ただし、県民会議に提出された段階で、制作者は、県民会議によるホームページでの公表や広報物への掲載等、提出作品の利用（業務上の必要により編集、切除その他の改変を行うことを含む）を許諾したものとします。

(2) 提出された情報作品の他行事での取扱い

- ・ 提出作品そのもの又は提出作品を改変した作品でもって、他のコンクール・コンテスト等に応募することは、当事業としては差し支えありません。

※ 応募されるコンクール・コンテスト等で問題がないかどうかは制作者側で確認願います。

(3) 著作物使用、取材や作品公開等に関する手続き

- ・ 提出いただく情報作品に関する諸手続き（著作物等の使用に関する手続き、取材の了解・許諾、作品公開のための手続き等）は全て制作者で行っていただきます。
- ・ 提出作品は県民会議ホームページ等で公開するほか、県民会議のイベントや印刷物等に使用することがあります。このことを前提として、制作者が責任を持って了解や許諾を得てください。当事業は、これらの手続きが漏れなく行われていることを前提として実施します。
- ・ 制作者の上記手続き漏れによる損害について、県民会議は一切の責任を負いません。

募集期限

応募グループ数が24グループに達するまで募集を継続

応募要領

電子メール又は郵送で次の書類を下記の応募先まで提出してください。

- ① 応募書（専用様式あり）
- ② 企画書（様式任意）
- ③ 預金通帳の写し
- ④ 参加グループメンバー表（専用様式あり）

※ 応募書及び参加グループメンバー表様式は下記「応募先」記載のHPに掲載しています

提出期限

令和3年3月31日（水）

応募先・お問い合わせ先

ひょうご安全の日推進県民会議事務局（兵庫県復興支援課内）

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL: 078-362-9984 FAX: 078-362-4459

E-mail: fukkoushien@pref.hyogo.lg.jp

URL : <http://19950117hyogo.jp/gathering/entry-268.html>



「ひょうご安全の日推進県民会議」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進する取組を広く県民の参画のもとに実施していくため設立された、県民、民間団体、事業者、関係行政機関及び県で構成する団体です

